

## 島根原子力発電所 2 号機の審査結果等に対する意見（案）

令和 6 年 9 月 9 日  
鳥取県原子力安全顧問

鳥取県原子力安全顧問は、能登半島地震や日向灘の地震（南海トラフ地震）を踏まえて、島根 2 号機の後段規制（設計及び工事の計画の審査、保安規定変更認可の審査）の審査内容について、専門的観点から確認を行った。

本年 1 月に能登半島地震が起きたことから、まずは島根 2 号機の原子炉設置変更許可の妥当性を確認し、その上で島根 2 号機の安全対策について専門的視点から確認した。

## 1 新規制基準の審査

## (1) 設計及び工事の計画、保安規定変更

ア 中国電力や原子力規制庁から審査内容を聞き取り、安全対策設備の詳細設計が設計及び工事の計画の審査で確認されていること及びそれら安全対策施設・設備の運用や緊急時の体制、原子力安全文化の育成・維持活動が保安規定変更で審査されていることを確認した。

イ また、原子力規制庁が原子力規制検査の中で原子力安全文化の育成・維持活動等を監視することを確認した。

ウ ただし、新規制基準の要求性能を満足することは最低限のことであり、安全対策に終わりではなく、最新の知見を収集し、安全性向上に向けた不断の取組が必要である。

## (2) 安全対策工事

ア 令和 6 年 8 月 24 日及び 9 月 5 日に島根 2 号機を視察し、地震・津波対策、電源、注水設備、フィルタベント等の新規制基準が求める性能を満たす重要な安全対策施設・設備の工事が適切に行われていることを確認した。

イ ただし、安全対策工事については、原子力規制庁による使用前確認が厳格に行われ、中国電力は真摯に対応するとともに引き続き自主的な安全性向上に努めることが必要である。

## (3) 訓練・技術の伝承等

ア 中国電力から訓練等について聞き取り、技術の伝承、練度向上及び人材育成を図っていることや原子力安全文化の育成・維持活動を適切に行うことで、事業者として原子力発電所を安全に運転する姿勢や適格性があることを確認した。

イ ただし、数々の不適切事案が発生しており、より一層の原子力安全文化の育成・維持活動の取組を進めることが必要である。

## 2 能登半島地震を踏まえた安全対策等

能登半島地震からは新規制基準を見直すような知見は得られておらず、県と 2 市が行

った能登半島地震を踏まえた申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答が妥当なものであることを確認した。

(1) 島根2号機の審査結果の妥当性

ア 中国電力の詳細な調査により、宍道断層と鳥取沖西部断層が連動しないことが十分に確認されていることから、島根2号機の基準地震動を見直す必要はないことを確認した。

イ 能登半島地震を踏まえた対策を中国電力から聞き取り、能登半島地震では志賀原発の安全上重要な設備に損傷がなく、志賀原発と同等以上の安全対策がなされている島根2号機の安全対策に問題がないことを確認した。

ウ ただし、国において能登半島地震の調査・検討等が進められていることから、今後も最新の知見を収集し、引き続き安全性向上に努めることが必要である。

(2) 鳥取県の避難計画の実効性

ア 鳥取県の避難計画は能登半島地震を踏まえても実効性のある計画となっていることを確認した。

(ア) 複合災害を想定し、複数の避難経路の活用や実動組織による重層的な支援等の対応が定められていること。

(イ) 主要な避難経路では液状化対策が講じられ、全く避難ができないような状況が発生し難いこと。

イ ただし、防災対策に終わりではなく、引き続き複合災害を想定した防災訓練等により避難計画の深化を図る等、更なる実効性向上に努めていく必要がある。

3 総評

鳥取県原子力安全顧問は、能登半島地震を踏まえた申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答は妥当なものと判断する。その上で新規制基準に基づく原子力規制委員会による審査結果が妥当であり、鳥取県の避難計画が複合災害を想定し、実効性のある計画であることを確認した。

ただし、規制要求を満足することは最低限のことであり、安全性の向上に終わりではなく、最新の知見を収集し、人材育成を進め、安全性向上に向けた不断の取組が必要であり、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、安全を第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。